

車いす・介護ベッドをお貸しします

車いすや介護ベッドが必要になった方はいませんか？

鶴ヶ島市社会福祉協議会では、車いすと介護ベッドをお貸しするサービスを行っています。ぜひご利用ください。

○貸与条件（車いすおよび介護ベッド共通）

原則として鶴ヶ島市社会福祉協議会の会員とします。

以下の事項に該当する場合は、貸与対象外となります。

- （１）協議会が定める期間を超えた使用が見込まれるとき。
- （２）他制度により購入又は貸与が見込まれるとき。
- （３）医療施設や、社会福祉施設などの施設内において使用を希望するとき。
- （４）特定の政治・宗教団体、営利を目的とした団体が、それらの団体の指示や布教、宣伝、営利の為に使用するとき。

○申込者及び利用者の管理責任

- （１）備品の貸与を受けたものは、その目的に反して使用・譲渡・交換・貸与・担保の供してはなりません。
- （２）目的に反して利用し備品に損害を生じさせたときには、協議会は申込者又は利用者に対し直ちに返還を求め、その費用の全部又は一部を弁償させることができます。

《車いすの貸出》

○貸与期間

月当たりで貸出、最長で 6ヶ月です。

※原則として延長は出来ませんので、ご承知下さい。

○使用料金

自操型、介助型車いすの使用料金

貸出条件	1回の貸出 (1ヶ月以内)	1ヶ月を超える貸出
使用料金	200円	200円/月



肘跳ね上げ型、リクライニング型車イスの使用料

貸出条件	1回の貸出 (1ヶ月以内)	1ヶ月を超える貸出
使用料金	300円	300円/月

- 車いすの配送サービス（配送希望のかた）
車いすの配送料（お届け）は500円です。また、引取サービスも500円となります。
- 福祉教育など公共で車いすを必要とされる場合、使用料は無料になります。社協までご相談ください。

《介護ベッドの貸出》

○貸与期間

月当たりで貸出、最長で1年（12ヶ月）です
※原則として延長は出来ませんので、ご承知下さい。

○使用料金

スプリング手動型介護ベッド使用料金

貸出条件	1回の貸出 (1ヶ月以内)	1ヶ月を超える 貸出
使用料金	200円	200円/月
洗浄整備費	4,200円	



電動型介護ベッド使用料金

貸出条件	1回の貸出 (1ヶ月以内)	1ヶ月を超える 貸出
使用料金	300円	300円/月
洗浄整備費	4,200円	

介護ベッド搬入搬出費

	搬入費	搬出費	備考
スプリング手動型 ベッド	2,700円	2,700円	
電動型1モータベ ッド	2,700円	2,700円	
電動型3モータベ ッド (重量品)	3,700円	3,700円	2階以上は 7,400円

* マットレスは、汚れやすいので必ず防水シート(3500円程度)を使用してください。
返却時に汚れのひどい場合は、マットレス買取りになりますので、予めご了承ください。

【注意】 マットレス 31,500円 処分費 1,600円

問合せ申込み先

(社会福祉法人) 鶴ヶ島市社会福祉協議会事務局
〒350-2213 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1 鶴ヶ島市役所6階
TEL 049-286-5739 FAX 049-287-0557